

第126期定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

●事業報告

主要な事業所および工場
従業員の状況
主要な借入先の状況
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

●監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

（ 自 2025年 4 月 1 日 ）
（ 至 2026年 3 月31日 ）

田岡化学工業株式会社

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

●事業報告

・主要な事業所および工場（2026年3月31日現在）

会社名	事業所	所在地
当社	本 社 営業本部 営業本部東京支店 工 場 淀川工場 播磨工場（播磨地区） （愛媛地区）	大阪市淀川区 大阪市淀川区 東京都中央区 大阪市淀川区 兵庫県加古郡 愛媛県新居浜市
株式会社田岡化学分析センター	本 社 事業所	大阪市淀川区 兵庫県加古郡
Taoka Chemical India Private Limited	本社・工場	インド・チェンナイ市
田岡化工材料（上海）有限公司	本社	中国・上海

・従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
化 学 工 業	444名（31名）	15名増（5名増）
化 学 分 析 受 託 事 業	38名（5名）	増減なし（増減なし）
合 計	482名（35名）	15名増（5名増）

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
412名	15名増	40.8才	14.3年

（注）当社からの出向者は含んでおりません。

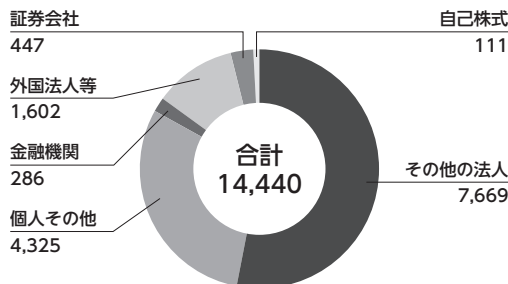
・主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	375百万円
農 林 中 央 金 庫	300百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	80百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	75百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40百万円

・会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,440,000株
うち、自己株式 111,375株
- (3) 株主数 5,145名
- (4) 大株主（注：自己株式は除く）

所有者別状況（単位：千株）



株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	7,247,000株	50.58%
MSIP CLIENT SECURITIES	373,100株	2.60%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	223,000株	1.56%
田岡従業員持株会	164,425株	1.15%
楽天証券株式会社共有口	162,000株	1.13%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	158,500株	1.11%
増谷行紀	144,400株	1.01%
RE FUND 107-CLIENT AC	122,294株	0.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	102,600株	0.72%
JPモルガン証券株式会社	102,442株	0.71%

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

・会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

●連結計算書類

■ 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,572	1,009	15,673	△40	18,215
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△573		△573
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,533		1,533
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	960	△0	960
当 期 末 残 高	1,572	1,009	16,634	△40	19,175

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	48	144	93	285	18,499
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△573
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,533
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	32	35	91	91
当 期 変 動 額 合 計	23	32	35	91	1,051
当 期 末 残 高	71	176	128	375	19,550

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社田岡化学分析センター

Taoka Chemical India Private Limited

田岡化工材料(上海)有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

田岡淀川ジェネラルサービス株式会社

田岡播磨ジェネラルサービス株式会社

Taoka Chemical Singapore Private Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

会社の名称

(非連結子会社)

田岡淀川ジェネラルサービス株式会社

田岡播磨ジェネラルサービス株式会社

Taoka Chemical Singapore Private Limited

(関連会社)

MTオプティクス株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、田岡化工材料(上海)有限公司（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、田岡化工材料(上海)有限公司については、同社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた田岡化工材料(上海)有限公司との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1)資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

総平均法による原価法

（収益性の低下した棚卸資産については簿価切り下げの方法により算定しております。）

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、精密化学品、機能材、樹脂添加剤の製造および販売を主な事業としております。物品販売については、契約の定めに基づき顧客に物品を引渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替予約 振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入に依る外貨建買入債務
及び外貨建予定取引

・ヘッジ方針

当社社内規程に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	化学工業	化学分析受託事業	
精密化学品事業	16,535	—	16,535
機能材事業	3,422	—	3,422
樹脂添加剤事業	12,676	—	12,676
化学分析受託事業	—	560	560
顧客との契約から生じる収益	32,632	560	33,192
外部顧客への売上高	32,632	560	33,192

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当連結会計年度の期首および期末において契約負債残高はないため、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額はありません。

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループは契約資産および契約負債残高がないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額（リース資産を含む） 31,608百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 14,440千株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	315	22.00	2025年3月31日	2025年6月4日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	258	18.00	2025年9月30日	2025年12月1日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	258	利益剰余金	18.00	2026年3月31日	2026年6月10日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）です。

デリバティブ取引は外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引のみであります。資金担当者が決裁権限者の承認を得て行うことにより、リスクを管理しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジ有効性評価の方法等については前述の4. 会計方針に関する事項「(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項②重要なヘッジ会計の方法」に記載の通りです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額85百万円）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」については、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	121	121	－
1年内返済予定の長期借入金	(620)	(616)	△4
長期借入金	(250)	(245)	△5

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、ならびに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,364円38銭
2. 1株当たり当期純利益	107円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

●計算書類

■株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,572	1,009	170	57	7,000	7,975	15,202
当 期 変 動 額							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△1		1	－
剰 余 金 の 配 当						△573	△573
当 期 純 利 益						1,377	1,377
自 己 株 式 の 取 得							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△1	－	805	804
当 期 末 残 高	1,572	1,009	170	56	7,000	8,780	16,006

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△40	17,743	48	17,790
当 期 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－		－
剰 余 金 の 配 当		△573		△573
当 期 純 利 益		1,377		1,377
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			23	23
当 期 変 動 額 合 計	△0	804	23	827
当 期 末 残 高	△40	18,547	71	18,618

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式、関連会社株式および関係会社出資金 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法

(収益性の低下した棚卸資産については簿価切り下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は、精密化学品、機能材、樹脂添加剤の製造および販売を事業としております。物品販売については、契約の定めに基づき顧客に物品を引渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法

為替予約 振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建て予定取引

・ヘッジ方針

当社社内規程に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

(収益認識に関する注記)

・収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

および減損損失累計額（リース資産を含む） 31,359百万円

2. 関係会社に対する金銭債権

1,121百万円

3. 関係会社に対する金銭債務

1,079百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,759百万円

仕入高 3,958百万円

営業取引以外の取引による取引高 30百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 111,375株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生 of 主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金の否認であり、繰延税金負債の発生 of 原因は、貸方原価差額調整、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親会社	住友化学(株)	(被所有) 直接50.62 間接 0.29	当社製品の販売 住 友 化 学 製 品 の 購 入	精密化学製品の販売 (注)	3,429	売 掛 金	961
				原材料の購入 (注)	1,141	買 掛 金	227

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、決定しております。

2. 関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
関連会社	MTオプティクス(株)	(所有) 直接49.00	MTオプティクス 製 品 の 購 入	精密化学製品の購入(注)	2,000	買掛金	589

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、決定しています。

3. 兄弟会社

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
兄 弟 会 社	住化ファイナンス㈱	なし	資 金 の 預 託	資金の預託(注)	1,550	預け金	1,550
				利息の受取(注)	11	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の預託の利率につきましては、市場利率を勘案して決定しています。なお、取引金額には
当事業年度の純増減額を記載しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 1,299円34銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 96円13銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

●監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 15 日

田岡化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 畑 考 英

公認会計士 中 村 武 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田岡化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田岡化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 15 日

田岡化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 中 畑 考 英

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 中 村 武 浩

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田岡化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上

の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制

システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

田岡化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 乾 禄 治 ㊞

監 査 等 委 員 小 西 弘 之 ㊞

監 査 等 委 員 藤 咲 雄 司 ㊞

監 査 等 委 員 矢 倉 昌 子 ㊞

(注) 監査等委員小西弘之、藤咲雄司及び矢倉昌子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。